

貯 法	室温保存
-----	------

動物用医薬品

サルファ剤

要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

承認指令書番号	16消安第9269号
販売開始年月	1975年8月

ダイメトン®散20%
Daimeton® Powder 20%

【本質の説明又は製造方法】

スルファモノメトキシンは、我が国だけでなく広く海外でも動物の抗菌・抗原虫剤として使用されているサルファ剤です。ダイメトン散 20% は、このスルファモノメトキシンを粉末 20% 散とし飼料添加に適した製剤としたものです。

【成分及び分量】

品 名	ダイメトン散20%
有効成分	日局スルファモノメトキシ水合物
含 量	100g 中 20g

【効能又は効果】

牛：コクシジウム病、肺炎、細菌性下痢症
馬：肺炎
豚：細菌性下痢症、トキソプラズマ症、肺炎、萎縮性鼻炎（AR）
鶏：伝染性コリーザ、コクシジウム病、ロイコチトゾーン症
犬：細菌性下痢症

【用法及び用量】

1 日体重 1kg 当たりスルファモノメトキシ水合物として下記の量を均一に飼料に混じて経口投与する。

牛（搾乳牛を除く。）：コクシジウム病 30～60mg
肺炎、細菌性下痢症 20～40mg
馬：20～50mg
豚：20～60mg
（ただし、萎縮性鼻炎にあっては、25mg を 1 週間投与し、これを間歇的に行う。）
犬：50～100mg

飼料 1t 当たりスルファモノメトキシ水合物として下記の量を均一に混じて経口投与する。

豚：300～2,000g
（ただし、萎縮性鼻炎にあっては、500g を 1 週間投与し、これを間歇的に行う。）
鶏（産卵鶏を除く。）：伝染性コリーザ 1,000g
コクシジウム病 500～1,000g
ロイコチトゾーン症 10～50g

【使用上の注意】

（基本的事項）

- 1 守らなければならないこと
（一般的注意）
- ・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
 - ・本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
 - ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
 - ・本剤の使用に当たっては、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、週余にわたる連続投与は行わないこと。
 - ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：

本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条の 4 の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、牛（搾乳牛を除く。）・馬・豚・鶏（産卵鶏を除く。）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

牛（搾乳牛を除く。）：食用に供するためにと殺する前 7 日間
馬：食用に供するためにと殺する前 7 日間
豚：食用に供するためにと殺する前 7 日間
鶏（産卵鶏を除く。）：食用に供するためにと殺する前 7 日間

- ・本剤をロイコチトゾーン症及び萎縮性鼻炎（AR）に使用する場合は使用法の細部にわたって獣医師の指導を受けること。

（取扱い及び廃棄のための注意）

- ・小児の手の届かない適切な場所に保管すること。
- ・直射日光を避け、湿気の少ない涼しい場所に密閉して保存すること。
- ・使用済み容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2 使用に際して気をつけること

（使用者に対する注意）

- ・誤って本剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・飼料等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないように注意すること。

（対象動物に関する注意）

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

【薬理学的情報等】

（薬効薬理）

スルファモノメトキシンは、ジヒドロプロテロイン酸合成酵素を競合的に阻害し、葉酸合成を阻止する。スルファモノメトキシンの作用は静菌的である。

【包 装】

ダイメトン散 20% 20kg（1kg×20 分包）

【製品情報お問い合わせ先】

明治アニマルヘルス株式会社

〒105-0021

東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号

TEL：03(4332)1620

FAX：03(6699)7819

<https://www.vet.meiji.com/>

【製造販売元】

meiji 明治アニマルヘルス株式会社
東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所にも報告をお願いします。